

令和5年度金沢市中小企業デジタル人材リスキリング促進助成金募集について

1. 事業の目的

市内中小企業等が本市内で勤務する従業員（以下「市内従業員」という。）及び役員（以下「市内役員」という。）を対象にデジタル知識の習得につながるデジタル人材試験の対策講座の受講及び受験手数料を負担する事業に対する助成金を交付することで、市内中小企業等におけるデジタル人材の育成を促進し、生産性向上や新たな付加価値の創出を図ります。

2. 用語の意義

(1) 市内中小企業等

本市内に本社、本店、支店又は事業所等を有する中小企業者をいう。

(2) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(3) リスキリング

企業の経営戦略や人材戦略のもと、今後の新たな業務等に必要となるスキルや知識を従業員が習得することをいう。

(4) デジタル人材試験

情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき、情報処理技術者試験の一試験区分として経済産業大臣が認定するITパスポート試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験国家試験をいう。

(5) 対策講座

デジタル人材試験を対象とした対策講座で、次の要件を全て満たすもの。

- ア 独立行政法人情報処理推進機構が策定する最新のシラバスに対応したもの
- イ 法人が運営し、複数年に渡り継続した講座運営の実績があると認められるもの
- ウ テキストのみを提供するものでないもの
- エ 受験する試験以外の講座を内包（定額制eラーニングサービス等）しないこと

3. 対象者の要件

金沢市内に本社、本店、支店又は事業所等を有する中小企業者。

※ただし、ITパスポート試験及び基本情報技術者試験の対策講座の受講及び受験手数料を負担する事業については直近の決算において、日本標準産業分類における情報サービス業又はインターネット附随サービス業に関する売上が売上全体の50%以上を占める者を除く。

※また、次のいずれかに該当する者は、対象者となりません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者または同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- イ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領（平成19年4月1日決裁）に基づく指名停止期間中である者
- ウ 市税、法人税、消費税または地方消費税を滞納している者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定を受けている者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定を受けている者

- カ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産手続開始の決定を受けている者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

4. 対象事業の要件

市内中小企業等が本市内で勤務する市内従業員及び市内役員を対象にデジタル知識の習得につながるデジタル人材試験の対策講座の受講及び受験手数料を負担する事業。

※ただし、ITパスポート試験に係る対象事業においては、市内従業員又は市内役員が令和5年4月1日時点で29歳以下の者であること。

※また、次のいずれかに該当する場合は、対象事業となりません。

- ア 令和6年3月31日までに完了しない事業
- イ 交付決定を受ける前に開始(試験、対策講座への申込を実施)した事業
- ウ 市内従業員又は市内役員が対象事業にかかる費用を一時的であっても支払った事業
- エ この要領に規定する助成金以外の助成金、補助金その他これらに準ずるものの交付を受けている事業
- オ その他市長が当助成金の趣旨に合致しないと認めるもの

5. 助成金の額

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)の2分の1に相当する額とし、経費区分、内容及び限度額は別表に掲げるとおりとします。ただし、毎年度予算の範囲内での実施とします。なお、デジタル人材試験に合格した市内従業員及び市内役員のみを対象とします。

別表

助成対象経費		限度額
経費区分	内容	
対策講座受講料	実施事業者が、市内従業員及び市内役員の対策講座受講のために、対策講座提供事業者に対して支払った受講料	ITパスポート試験及び基本情報技術者試験の対策講座を受講し、講座の対象となる試験に合格した市内従業員及び市内役員1人当たり10,000円
		応用情報技術者試験の対策講座を受講し、講座の対象となる試験に合格した市内従業員及び市内役員1人当たり20,000円
受験手数料	実施事業者が、市内従業員の試験受験のために、独立行政法人情報処理推進機構に対して支払った受験手数料	試験に合格した市内従業員及び市内役員1人当たり3,000円

6. 交付申請の手続き

(1) 提出書類

事業開始前に、次に掲げる書類を作成し、提出してください。(必須)

- ①交付申請書（様式1）
- ②経費明細書（様式2）
- ③市税滞納有無調査承諾書（様式3）
- ④申請日から3か月以内に法務局で発行された申請者の履歴事項全部証明書
- ⑤申請日から3か月以内に金沢市で発行された申請者の市税納税証明書（滞納がないこと）
- ⑥申請者の事業概要（パンフレットなど、申請者の組織や主たる事業、資本金、従業員数等の概要が分かるもの）
- ⑦過去3年分の収支計算書（貸借対照表、損益計算書等の決算書類）
- ⑧過去3年分の法人事業概況説明書又は会社事業概況説明書
- ⑨請求書（様式6）

※振込予定先の口座情報を記載し提出

以下は対策講座受講料を申請する場合のみご提出ください。

- ⑩対策講座の概要資料（パンフレット等）

※申請後、必要に応じ、追加資料をご提出いただく場合があります。

(2) 提出方法

持参もしくは郵送（データ提出も可）

(3) 提出先

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所5階 金沢市経済局産業政策課

※データ提出時の送付先 → sansei@city.kanazawa.lg.jp

(4) 提出期限

令和5年12月15日（金）17時45分まで（必着）

(5) 交付決定

申請書類を審査し、適正と認められれば予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書を送付します。

(6) 留意事項

- ①提出された申請書類は返却しません。
- ②手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。
- ③既に開始済の事業は申請することができません。交付決定後に事業を開始（デジタル人材試験及び対策講座への申込）してください。
- ④交付決定を行った額がそのまま交付額となるわけではありません。あくまで、デジタル人材試験に合格した市内従業員及び市内役員にかかる経費のみが対象となります。実績報告をもって交付する助成金の額が確定します。

7. 実績報告の手続き

(1) 提出書類

事業完了後に、次に掲げる書類を作成し、提出してください。（必須）

- ①実績報告書（様式4）
- ②経費明細書（様式5）
- ③請求書（様式6）
- ③対象経費の内訳が分かる支出証拠書類
- ④試験合格、講座受講等を確認できる書類（講座修了や試験合格証書の写し、その他講座受講や試験合格の状況がわかるもの）
- ⑤合格した市内従業員及び市内役員の氏名、生年月日及び勤務地がわかる書類

※申請後、必要に応じ、追加資料を提出いただく場合があります。

(2) 提出方法

持参もしくは郵送（データ提出も可）

(3) 提出先

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所5階 金沢市経済局産業政策課

※データ提出時の送付先 → sansei@city.kanazawa.lg.jp

(4) 提出期限

令和6年3月29日（金）17時45分まで（必着）

(5) 交付額の確定

実績報告書類を審査のうえ交付額を確定し、交付額の確定通知書を発行し、助成金を交付します。

8. 遵守事項

申請者は事業の継続に努め、必ず実績報告を行ってください。万が一、交付決定後に事業を変更しようとする場合、もしくは事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。その場合は市と協議のうえ、別途必要となる申請を行っていただきます。

9. その他

(1) 問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市経済局産業政策課（TEL220-2204 Fax 260-7191）

(2) スケジュール

内 容	時 期
交付申請締切	令和5年12月15日（金）まで
交付申請結果通知	申請後1か月程度でお知らせします
対象事業開始	交付決定以降
実績報告締切	令和6年3月29日（金）まで
助成金額の確定～交付	実績報告後1～2か月程度

(3) 事業成果の公表

市は、支援事業の普及促進及び事業効果を高めることを目的に、申請者の名称等を含め、申請内容、実績報告内容の全部または一部を随時公表するることができるものとします。